

医道審議会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人西多摩医師会（以下「本会」という）定款第42条に基づき、医道審議会（以下「本審議会」という）に関する運営等について定め、審議会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(審議事項)

第2条 本審議会は、次の事項について審議を行う

- (1) 会員が業務上の不正または過誤を犯した場合
- (2) 会員が医師会の定款に反する行為をした場合
- (3) 会員が一般社会道徳に反する行為をし、医師の名誉を汚した場合
- (4) 会員相互の間に紛議の生じた場合
 - (イ) 会員が他の会員から業務上阻害を受けた場合
 - (ロ) 会員が他の会員から名誉を侵害された場合
- (5) 役員が役員としてふさわしくない行為をした場合

(委員長及び副委員長)

第3条 本審議会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、本審議会において、その委員が互選する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、審議会の議事を整理し、秩序を保持する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う

(審議会の定足数及び議決数決議)

第5条 本審議会は、委員3分の2以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

- 2 本審議会の議事は、出席委員の4分の3以上でこれを決する。

(審議請求の手続き)

第6条 会員より、審議の申請がなされたときは、会長は、当該案件について、直ちに理事会の議を経て、本審議会に付託しなければならない。

- 2 本審議会に審議（調停を含む。以下同じ）を申請しようとする者は、下記の事項を記載した文書に署名・押印して、会長に提出しなければならない。
 - (1) 審議を請求する者の住所及び氏名
 - (2) 相手方当事者の住所及び氏名
 - (3) 紛議の内容、経過及び要望する措置等
 - (4) その他、必要事項

(審議開始の当事者への通知)

- 第7条 本審議会の審議を開始しようとするときは、委員長は、会長を経由して、その審議の開始の日の7日前までに、当事者双方に本審議会を開催する旨の通知をしなければならない。
- 2 会長は、前項の通知とともに、相手方に審議申請書等の写しを交付し、審議の日の前日までに、会長宛、答弁書等を提出することを求めなければならない。

(審議の方法)

- 第8条 本審議会は、原則として、審議を申請した者の審議申請書並びに相手方の答弁書等の文書によって審議する。なお、本審議会が必要と認めたときは、紛議の当事者あるいは参考人の出席を求め、または必要な資料の提出を求めることができる。
- 2 本審議会の審議の期日までに、当該案件に対する答弁書及び意見書等が提出されなかったときは、本審議会は、審議申請書だけで審議することができる。
 - 3 本審議会の委員が一方の当事者となっている場合、または審議内容に利害関係を有している場合は、審議に加わることはできない。

(当事者の弁明及び弁護)

- 第9条 当事者たる会員は、本審議会の承認を得て、他の会員を同席させて、その弁護を求めることができる。

(申請の却下)

- 第10条 本審議会は、案件の付託があった場合において、当該案件が裁定の請求をすることができないものと認めるとき、又は裁定の請求が所定の手続に違反するものと認めるときは、本審議会の決定をもって、その申請の却下を会長に具申することができる。

(裁定結果)

- 第11条 裁定結果は、次のとおりとする。
- (1) 調停
 - (2) 警告
 - (3) 退会勧告
 - (4) 除名
 - (5) 役員解任

(審議の経過及び結果の会長への報告)

- 第12条 委員長は、審議案件について、裁定又は調停の決議があったときは、その審議の経過及び審議の結果とその理由を、文書をもって、会長に報告しなければならない。

(委員長報告の取扱)

- 第13条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを理事会に諮って、速やかにその取扱いを決定し、当事者双方に通知しなければならない。なお、当該通知書には、不服の際は東京都医師会に、裁定があった日から30日以内に不服申請をすることができる旨を付記しなければならない。

(裁定結果に対する不服申立)

第 14 条 当事者は、本審議会の裁定結果に異議あるときは、その審議報告書の交付を受けた日から 30 日以内に、東京都医師会の医道審議会に提訴することができる。

- 2 前項の規定に基づき、東京都医師会へ不服申請を行った場合には、東京都医師会の裁定結果をもって、さらには、東京都医師会の裁定結果を不服として日本医師会へ不服申請を行った場合には、日本医師会の裁定結果をもって、本審議会の裁定結果とする。

(裁定結果が除名処分である場合の取扱い)

第 15 条 裁定結果が除名である場合は、会長は、理事会に諮って、社員総会に除名の議案を提出し、その旨を当該会員に通知しなければならない。

- 2 当該会員が前条の不服申請を行わなかった場合、東京都医師会又は日本医師会の裁定結果が除名である場合は、理事会において当該会員の除名を決議し、会長は、直近の社員総会に当該会員の除名に係る議案を上程しなければならない。なお、除名に係る議案が可決されたとき、その会員の除名が確定する。

(審議の非公開)

第 16 条 本審議会の審議は、原則として公開しない。

(秘密の厳守)

第 17 条 本審議会の各委員は、当事者の秘密を厳守しなければならない。

(委員の手当)

第 18 条 本審議会の委員は、別途定める「役員等の報酬及び費用に関する規程」に基づいて、必要に応じて手当を支給されるものとする。

(事務局の事務取扱)

第 19 条 本審議会の事務は、事務局が行うものとする。

附則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規則の改廃は理事会の承認を得なければならない。